

情報セキュリティ対策支援業務委託仕様書

1 業務名

情報セキュリティ対策支援業務

2 目的

巧妙化・悪質化するサイバー攻撃から、的確かつ適切な対策を実施するためには、情報セキュリティに関する豊富な知識及び経験を有する人材の知見を活用することが不可欠だが、数年単位で異動する県職員がこれらの知識・経験を蓄積することは困難である。

このため、継続的にセキュリティ関連業務に従事している専門家へ業務委託を行い、情報セキュリティ対策、インシデント対応等に対する助言や最新事例等の提供を受け、県の情報セキュリティの向上を図るため、本業務を委託する。

3 期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

5 実施計画書

- (1) 受託者は、本委託業務を履行するにあたって、実施体制、スケジュール等について、実施計画書を作成し、契約後1週間以内に埼玉県へ提出すること。
- (2) 実施計画書に基づくキックオフミーティング（以下「ミーティング」という。）を、実施計画書提出後、1週間以内に実施すること。
- (3) ミーティングでは、実施計画書のレビューを行い、業務内容等の確認を行うこと。
- (4) ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は、受託者側で行うこと。
- (5) ミーティングの開催場所は、埼玉県が提供する。
- (6) 実施計画書に修正が生じた場合は、速やかに修正版を提出し、埼玉県の承認を得ること。

6 委託内容

本件の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 毎月1回報告書を作成し、埼玉県へ提出のうえ内容の解説を実施
- (2) 重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃事案における情報や対策等に関する情報提供

- (3) 国内外の情報セキュリティ関係会議・講演会等における主要トピックスや関係者間で交わされた話題等に関する情報提供
- (4) 職員からの情報セキュリティに係る日常的な相談対応
- (5) 情報セキュリティインシデントへの対処に係る助言
- (6) 庁内CSIRTにおけるインシデント対処等に関する支援
- (7) 情報セキュリティに係る職員教育に係る助言
- (8) 情報システムに係る情報セキュリティの技術的事項に係る助言
- (9) 情報システムの設計・開発を外部委託により行う場合に調達仕様を含めて提示する情報セキュリティに係る要求仕様の策定に係る助言
- (10) 埼玉県最高情報セキュリティ責任者（CISO）への助言
- (11) 埼玉県情報セキュリティポリシーなど情報セキュリティ関係規程の改訂に係る助言
- (12) 埼玉県庁内情報セキュリティ関係者等を対象とした講演会又は勉強会の開催（年1回開催）
- (13) CSIRT要員への研修実施（年1回、2時間程度）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策への助言

7 実施体制及び資格要件

受託者はプロジェクトリーダーを置き、プロジェクト構成員と共に本県業務に有効な多角的かつ専門的な助言を行える実施体制で対応すること。

- (1) プロジェクトリーダーとプロジェクト構成員については兼務を認める。
- (2) 本件業務のプロジェクトリーダーは、情報セキュリティ対策支援に必要な知識、および下記ア～ウのいずれかの経験を有すること。また、日本国籍を有すること。
 - ア 情報セキュリティコンサルティング業務について2年以上経験していること。
 - イ 直近3年間において、当該資格に関する分野での実務を経験していること。
 - ウ 国または地方公共団体等公的機関において、CISO補佐官業務を1件以上経験していること、または業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む）、情報システムの予算要求の評価及び調達仕様書の評価に係る支援等の役務をそれぞれ1件以上実施していること。
- (3) 本件業務のプロジェクトリーダーは、次に掲げるいずれかの資格又はそれと同等と認められる能力を有すること。
 - ア 公認情報セキュリティマネージャー（CISM）

イ セキュリティプロフェッショナル認定資格（CISSP 認定資格）
ウ 情報処理安全確保支援士

- (4) 本件業務のプロジェクト構成員は、情報セキュリティ対策支援に必要な知識、および下記ア～ウのいずれかの経験を有すること。また、日本国籍を有すること。

ア 情報セキュリティコンサルティング業務について2年以上経験していること。

イ 直近3年間において、当該資格に関する分野での実務を経験していること。

ウ 国または地方公共団体等公的機関において、CISO 補佐官業務を1件以上経験していること、または業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む）、情報システムの予算要求の評価及び調達仕様書の評価に係る支援等の役務をそれぞれ1件以上実施していること。

8 成果物

受託者は、月次報告書及び埼玉県から必要に応じて情報提供を依頼した事項についての報告書を埼玉県に提出する。

なお、提出する文書の詳細な内容、部数及び提供方法等は、埼玉県と協議し決定すること。また、文書は埼玉県から特段の指示が無い限り基本的に日本語で作成（または日本語の概要を添付）し、埼玉県にとって十分分かりやすいものとする。

9 その他

本件作業に当たっては、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和6年10月版）の趣旨を踏まえるとともに、契約後必要に応じて提示する「埼玉県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

また、本仕様書に記載のない事項については発注者と協議のうえ決定するものとする。